

## 就学困難な児童・生徒への援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

■対象者 阿久比町在住で「要保護」「準要保護」に該当する保護者

- |                       |                                      |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ○「要保護」は生活保護世帯の方       | ▽児童扶養手当が支給された方                       |
| ○「準要保護」は次のいずれかに該当する方  | ▽生活福祉資金の貸し付けを受けた方                    |
| ▽生活保護が停止または廃止された方     | ▽失業対策事業適格者手帳を持っている方またはハローワーク登録日雇い労働者 |
| ▽町民税が非課税または減免された方     | ▽その他、経済的な理由でお困りの方で、教育委員会が認めた方        |
| ▽個人事業税または固定資産税が減免された方 |                                      |
| ▽国民健康保険税が減免された方       |                                      |
| ▽国民年金保険料が免除された方       |                                      |

■就学援助の内容

項目	援助対象	支給内容
学用品費	準要保護に該当する方	学用品費、通学用品費
新入学児童・生徒学用品費	小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護に該当する方	小・中学校に入学する者が通常必要とする学用品費、通学用品費の購入費
修学旅行費	小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護に該当する方	児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代など
学校給食費	準要保護に該当する方	保護者が学校に支払う給食費の全額
医療費	準要保護に該当する方	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病（学校病）における自己負担額
校外活動費	小学5年生の児童または中学2年生の生徒がいる準要保護に該当する方	校外活動費（宿泊を伴うもの）、キャンプなどに参加するため直接必要な費用

■申請・問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎(48)1111（内1231）または児童・生徒が通学する学校

## シリーズ食育⑥「阿久比町食育推進計画のまとめ」

シリーズ食育では、今年度も「阿久比町食育推進計画（平成24年度～平成28年度）」に沿った、町食育推進委員会に所属する各団体の取り組みを紹介してきました。

- ▽子育て支援課の取り組みについて  
～ほくぶ幼稚園の芋の苗さし～
- ▽社会教育課の取り組みについて  
～チーム麺・メンによる、夏休み子ども教室（うどん作り体験）～
- ▽JA あいち知多女性部と南部小学校の取り組みについて～稲刈り体験～



紹介した団体はもちろん、他の団体でもさまざまな取り組みを行ってきました。皆さんの食育に関する意識を高めてもらえるよう、今後も取り組みを継続していきます。

食育推進計画について、進捗状況を伺う意向調査を行いました。その結果、朝食について「ほとんど毎日食べている」、地産地消について「よく内容を知っている」と回答した人の割合が増加するなど、取り組みの成果が明らかになりました。反対に「家族そろって夕食を週4日以上とる」と回答した人の割合が減少するなど、課題も明らかになりました。

意向調査の結果を踏まえ、現在「第2次阿久比町食育推進計画」を策定しています。来年度のシリーズ食育ではその概要と、皆さんの参考となる食育の取り組みなどを紹介していきます。

■問い合わせ先  
産業観光課農政係 ☎(48)1111（内1222）